

79	建設局	都道のバリアフリー化
事業概要	<p>東京都では、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」や「東京都福祉のまちづくり条例」に基づき、都道における歩道勾配の改善や段差の解消、視覚障害者誘導用ブロックの設置などバリアフリー化に取り組んでいる。</p> <p>具体的には、平成27年度末に策定した「東京都道路バリアフリー推進計画」に基づき、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会会場や観光施設周辺の都道、および高齢者や障害者などが日常生活で利用する駅や公共施設、病院などを結ぶ都道において、歩車道の段差の解消、歩道勾配の改善、視覚障害者誘導用ブロックの設置などの取組を進め、道路のバリアフリー化を推進していく。</p>	
これまでの経過	<p>平成12年度 「交通バリアフリー法」施行 平成18年度 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）施行 平成20年度 「東京都福祉のまちづくり条例」改正 平成23年度 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）改正 平成25年4月 「都道における移動等円滑化の基準に関する条例」施行 「都道における移動等円滑化の基準に関する条例施行規則」施行 平成23年度にバリアフリー新法が改正され、省令に規定されていた特定道路に関する構造基準について、新たに条例及び規則で定めることになった。 これまで区市町が定める移動円滑化基本構想に位置づけられた都道のうち、特定道路に指定された区間は72kmあり、平成25年度末で完了した。 また、想定特定道路は255kmあり、平成27年度末で完了した。 平成28年3月 「東京都道路バリアフリー推進計画」策定</p>	
現在の進行状況	<p>平成28年度事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主要地方道 千代田練馬田無線（豊島区南長崎6丁目） ・特例都道 言問橋南千住線（荒川区南千住5～7丁目） <p style="text-align: center;">他 27か所</p> <p style="text-align: right;">計 約16km</p>	
今後の見通し	<p>競技会場や観光施設周辺などの延長約90kmを東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会までに完了させるとともに、これまで対象としてきた駅や官公庁、福祉施設などを結ぶ道路に、新たに文化施設やスポーツ施設などの周辺も加え、平成36年度までに、あわせて延長約180kmの都道のバリアフリー化を進めていく。</p>	
問い合わせ先	建設局 道路管理部 安全施設課	電話 03-5320-5302